

# 新春の御挨拶



愛知労働局長 代田 雅彦

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。令和5年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、求人については業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあり、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.44倍となっております。

一方で、基幹産業である自動車関係製造をはじめ、様々な産業において、半導体を始めとする部品の供給制約、原材料価格の高騰、物価上昇、円安等、さらには、新型コロナウイルス感染症が様々な面で影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要があると認識しています。

当局といたしましては、働き方改革関連法の遵守・定着に向けて、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務、労働時間の状況把握義務及び同一労働同一賃金等の遵守状況を確認し、関係法令の丁寧な説明に努め、改善に資する情報を提供する等、必要な指導と支援を引き続き行ってまいります。また、時間外労働上限規制の適用猶予業種等である建設業、自動車運転業務及び医師については、令和6年4月からの適用まで残り1年と僅かの期間となっておりますので、改めて業界団体や所管官庁と連携し、労働時間に関する法制度の周知と理解に向けた説明会の開催や支援班による個別訪問等による支援を徹底してまいります。

労働災害防止対策については、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下でリスクアセスメントの正しい理解を進めてまいりましたが、これを発展させ、生産性や品質の向上と安全性の向上を一体的に図る「安全経営あいち」の推進に取り組むとともに、「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

労災補償業務については、効率的な調査を行い、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き続き推進してまいります。とりわけ昨年7月8日より施行されている「男女の賃金の差異」公表が確実に行われるよう周知してまいります。障害者雇用対策については、障害者雇用率を令和5年度までに法定雇用率の水準まで引き上げていくことを目標としており、これまで以上に企業支援に力を入れて行くことが重要と考えています。

高年齢者雇用対策については、令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、従前の65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の皆様に、改正法について広く周知するとともに高年齢者雇用に係る事例提供に努めてまいります。

併せて、「人への投資」の抜本的強化と産業構造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まり、人材不足の状況に対して、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて現に企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組にも注力してまいります。

本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。